京城新報

●陰曆　三月　二日
發行兼編輯 印刷人　山下
發行所　京城新報社　電話六六三番

局外者の韓國觀

「天嘯」寄

●二京友の書信中韓國の現狀を批評せしものあり一讀の價ある儘餘白を假りて併て讀者に供示せん

前略　暴徒と統監府と相欺き居り候由誠に結構に奉存候施政の手段にて暴徒を心服せしめんとする坏本氣の沙汰としては固より一笑に價せず結局頑民は屠盡し懸蹙するの外は無之問題は唯此方針を秦の始皇的にするか周の武王的に行ふかに有之候小生が臺灣の暴徒を取調て聊か觀得したる處に據れば樺山の威壓策、乃木の信字策一も當用を爲したる者無之、兒玉に至り總督府が土匪に降參したりとの譏りを忍びて矢鱈無條件に土匪を招致し土匪皆官憲を侮り果てたる時土匪の生命は既に失はれたる儀に御座候、五百年の朝鮮弱しと雖も滄桑の際數年の反側は毫も怪事には無之然るを義聲を揭げ財力武力を張りて效を目前に遑ふせんとするは小兒の見なり日本人は潔癖にて稍もすれば反撥者の反撥心を調伏せんことを先務とするの弊ありと見ゆ暴徒の跳梁横肆をば朝三暮四にアシラひて統監府をしてソンナものを眼の敵にせざらしめよ然らば暴徒は數年の中に時候後れとなり去らん米國の風半島を吹き荒み居候由、妾婦の道を以て傳來の國情となせる半島君民の事なれば孤危愁寂の神經病が慢性にて眼界に誘惑され易くヒモジクして畫餅を喫はんと欲するは固より其分なり此根性の募る丈け半島運命の臘月三十日は近く譯なればこれも目出度候、天は強きものをして克たしめ人は弱きものに同情す王者は天に徇いて人に徇はず云々……

●今一ツの分は左の如し

前略　地獄の釜の上で安住を求むるの工夫至極必要と存候、韓國出張の役人も餘り暴徒坏を苦に疚み之れが鎭制されて天下太平を謳ふまでは仕上げず候はでは役目の手前相濟まざる樣心得候ては壽命も何も續き不申候達人は大觀す固より非通りで斯かる葛藤を頭痛に病む程なら初から人の國におせつかいを掛けぬが增しなる可く候元來の問題は韓國の暴徒にも非らず支那のボイコットにも非らず日本人が餘りに國際問題を買ひ冠ぶり自ら求めて面倒を惹き起す一事に有之候イバンス艦隊に御寄港を願ふとの交渉ありし由何んでも此筆鋒なるには困入り候密猟同樣の船が素通りするのを見ぬ振りをして居たら好かりソーな者に候又此れ世辭に恐悅がる米人も馬鹿者總して近來の外交世界は到處に賣春婦の身振りを演現す彼のクロンウエル朝廷が身血を捧げて人道の祭壇に廻向しつゝ威を歐洲の外廷に振ひたりし壯觀は今復た見る能はず候嘆々●伊藤公近々歸韓のよしに候相變らず神經的大神樂を始めて暴徒の氣勢を煽らんよりは南山に禪室を搆へて以無策爲策の公案に工夫凝らしめ度きものに候才子却てならず公近來困憊の狀寧ろ氣の毒なり●二宮翁が難村を治むるには產業を先きとせず先づ人心を治めよと言ひし者折肱實驗上の語去り乍ら是れ他人の心を如何に治むべきやと趣向するに非らざるは勿論當局者自心を治了するに專ならば一小國の民心位は南面拱手して繼まる可きの事と存候●善に付け惡に付け精神を籠て掛れど○○○○等にも我傳破下度候スチーブンが殺された暴徒の勢增した其れは先方の勝手たる可し初より不調和を覺悟して此方は唯此方の一步々々を進むるが肝要に候遠慮會釋は垂亡的國民に一の効驗ありし例なし威壓の極點たれ懷柔の極點たれ孰れにもせよ理に生命ある政策たる可きを要す右に劍戟を把り左に飴棒を握りて汝等浩不得要領に敬服し來れと呼ぶ者あらば一笑々々

●韓國經濟月報（續）

第二　金融及金利

當十月中各地に於ける金融及金利の狀況左の如し

一、京城　開城　水原

●京城●　金融は例年の如く活動の季節に至りたるを以て稍々繁忙を極めたるも前年に比すれば寂寥なり金利は暴徒蜂起の爲め遊金多く目下居据りの姿なり

●開城●　當月は新米雜穀の出荷頻繁の季節なるを以て金融も隨て繁忙ならんとの豫想なりしも各地方共暴徒出沒の報ありしを以て商人一般に手控へしたる爲め金融不活潑なり金利は最高四分貳厘、最低一分八厘平均三分なり

●水原●　地方騷擾と農繁期の爲め金融は頗る閑散なり從て金利も前月と大差なし

一、海州　安州　寧邊　江界　義州　楚山

●海州●　當月は穀類の收穫既に結了せし故自然金融は逼迫を告ぐべきに事實は之れに反し地方暴徒の爲め黃海道一般を通じて穀類の取引を手控へし爲め金融は寧ろ緩漫なり

●安州●　當月は田畑の賣買季節に至りたると米穀類買入資金の需用と小民の家屋新築及修繕等は大抵行はるゝを以て之等大小資金の需用あるに隨ひ穀類の出廻相應にありしも金融機關の設置なき爲め賣行不活潑なり

●寧邊●　金融は前月と同樣にして金利は月三分乃至四分なり

●江界●　當月上旬に至る間は金融緩漫を極めたる下旬に至り幾分の活氣を呈せり之れ漸く納稅期に近づきし爲めならんと思はる

●義州●　商家一般に冬物仕入の爲め資金の必要を告げ金融稍々活潑なり金利は前月に比し格別の變動なし

●楚山●　金融は依然前月と大差なきも農民豐作の爲め稍々活氣を呈せり

三、春川　江陵　忠州　淸州　公州　江景　光州　靈岩　筏橋浦　濟州島　榮山浦　順天　木浦　智島　晉州

●春川●　當月に至り暴徒平穩に歸せんとするの摸樣なりしに下旬に至り又義兵蜂起の報ありし爲め金融の活動なし金利は依然變動なく當地第一銀行の貸出割引とも百圓に付日步平均六錢にして韓人間の貸借は今尚年二割乃至六割なり

●江陵●　時變今尚前月の狀態を持續せるを以て生產物の賣行惡しく殊に當季に於ける鰯漁の暴徒の爲め就業し得ざると元山、釜山地方より買入に來る者なき爲め金融不活潑なり

●忠州●　當月上旬は金融緩漫を告げたれども中旬に至り新穀の出廻ありし爲め稍々活氣を示せり金利は依然前月と同樣なり

●淸州●　米、大豆等の收穫を了へ市場に輸出するに至りしかば金融一般に緩漫なり

●公州●　金融は依然緩漫なるも冬物仕入れの爲め幾分逼迫を示せり金利は前月同樣變動なし

●江景●　當月下旬に至り農家の多忙と米穀出廻の一時減少したるとに依り金融概して緩漫なり金利は前月に比し差したる變動なしと雖も日本人金貸業者側にては農家の購買力增加と共に幾分の低落を示せり

●光州●　新米の收穫季に際したれば金融稍々活氣を呈せり然れども米價は葉錢步合の昂騰と日本內地の米價高直なるとに依り取引不充分の爲め金融の活動を阻害する事少なからず

●靈岩●　米穀の收穫は漸く增加したるも未だ遽なる賣出を見ず隨て資金の需用尚は早く金融閑散なり

●筏橋浦●　當月は資金の需要季節に至りたる爲め金融甚だ活潑にして當地農工銀行の貸出も隨て增加せり金利は前月同樣變動なし

●濟州島●　前月來逼迫を持續し來りたる金融は依然逼迫を示せるも市場の商況日を追ふて活氣を呈し金融上好期に赴きつゝあり金利は差したる變動なし

●榮山浦●　米穀の買出に放資せらるゝを以て金融幾分か逼迫の模樣なり金利は當地農工銀行も幾分引締りしも大體に於ては前月と變動なし

●順天●　金融は依然逼迫の狀態にあり金融は月五分乃至三分五厘なり

●木浦●　金融は當季も經過し韓人側に於ける資金の需要せる爲め金融一般に緩漫なり金利は前月に比し變動なし銀行貸付日步普通三錢二三厘、市中貸金業者日步十錢乃至五錢なり

●智島●　當月は納稅の季節なるを以て民間の金融逼迫するを例とし殊に本島唯一の生產棉花不作の爲め買出商人の入込ざるのみならず捻出高少なく金融極めて不活潑なり

●晉州●　金融は未だ米穀買入の盛時季に至らざる爲め頗る緩漫なり銀行側に於ても貸出しは殆んど皆無にして回收のみ多く現に當地農工銀行に於ても資金空しく停滯し已むなく之れを釜山に回送したるもの如し金利は前月同樣變動なし

四、元山　鏡城　會寧

●元山●　農繁の爲め地方よりの來客未だ多からざるに冬季向諸品の仕入、北韓明太魚の放資一方なれば金融逼迫せり、金利は變動なし銀行日步貸出三錢乃至三錢三厘、割引三錢二厘、荷爲替四錢五厘なり

●鏡城●　冬物仕入弗々行はれ資金の需要あるにも拘はらず資金を銀行に仰がざる原因は韓人の不動產擔保として前に銀行より借入れたる爲め擔保物なければなり日本人も需要の途を開かんとするも信用擔保貸付、動產擔保行はれざるを以て銀行より借り入れるもの少し銀行貸付は百圓に付日步七八錢乃至四、五錢市場の金利は月一割乃至三四分の高利なり

●會寧●　元山移入の大貨物停滯して來らず且つ當地商人等は貨物の仕入盛にして出るに多く入るに少かりしを以て金融稍々逼迫の摸樣なり金利は韓人間最高日步百圓に付拾錢最低六錢五厘、通常八錢、日本人の貸借は八錢を普通とす

●國有林野及產物處分規則（續）

第二　森林山野產物の處分

第五條　農商工部大臣は左の場合に依り隨意契約を以て國有森林山野の產物を賣却することを得

一、公用又は公益事業の爲め必要ある時
二、非常の災害ありたる場合に於て其罹災者に建築營繕又は薪炭の材料を賣却する時
三、從來の慣行に依り薪炭材又は副產物を地元人民に賣却する時
四、部分林設定前より存仕する樹木を造林上障碍を除くが爲め造林者に賣却する時
五、部分林の產物を造林者に賣却する時
六、國有森林山野の事業請負人又は國有森林山野產物買受人に其事業に必要なる產物を賣却する時
七、採取の季節ある副產物を賣却する時
八、鑛業に必要なる產物を鑛業人に賣却する時
九、賣却讓與交換又は貸付なしたる產物を其土地の買受人讓人交換人又は借地人に賣却する時
十、民地官木林の產物を其土地の所有者に賣却する時
十一、建築其他の用に供すべき土石を發見したる場合に於て是を發見人に賣却する時
十二、林業經營上伐採するにあらざれば不得策とする場合に於て之を確實なる出願人に賣却する時
十三、見積價格五百圓を超へざる產物を賣却する時

第十六條　前數條に第一條第四條及第五條の規定に依らずして國有森林山野を賣却若くは貸付し又は森林山野の產物を賣却する場合は競爭入札に附すべし

前項競爭入札に關する規定は農商工部大臣之を定む

附則

本令施行の期日は農商工部大臣之を定む

（完）

讀者文壇　投書歡迎

文學會の設立を望む

好文生

宮內府には獨逸系の學者に富む、次官の小宮氏法律專攻の爲め伯林に留學せられたりき、津輕英麿伯夙に兄君篤麿公に伴はれ伯林に遊ばれ、永く彼地の學窓に螢雪の業を勵み、最も獨逸通を以て鳴ると聞く、井上雅二氏亦伯林に遊び大學の講坐に聞く、三氏ともに文學の趣味ありと、津輕伯はゲーテ、シルレル等の著書を好で讀まれ從て批評眼の如き專門文士も及ばずと聞く、井上氏は軟文學の眼なきも、硬文學には堪能なり、彼の中央亞細亞紀行及び支那論に見るも明なり、小宮氏に至りては、其何れが得意なるや知らざるも、文學に趣味を有せらるゝからには、無論獨逸文學を味はれたらむ、聞く津輕伯は大のゲーテ好きにてウツイマル邊に蹤を曳きたりといふ、惟ふに獨逸に留學したるものは、專門以外に文學の感化を受く、醫者、軍人、法學者等にして文學趣味を有し且つ自ら筆を採るもの鮮しとせず、森鷗外氏の如きは其巨擘なり、惟ふに宮內府のみならず、統監府及各部に斯種の人あらむ、余も亦多少趣味を有するもの、若し夫れ京城に文學會の如きものを起して互に研究せば愉快ならむと思ふ、文學思想は人格を高尚ならしむ、殖民地の氣風にも好影響を及ぼさむ、敢て同好の士に訴ふ、

●東洋拓殖成立期　東洋拓殖會社創立委員は既に內定し居るに就き近々任命ある筈なり委員會は大藏省內に設置し成るべく速かに設立せしむるに內定したり同會社は統監府と密接の關係あるを以て總裁以下の役員に就ては伊藤統監、曾禰副統監とも交渉の上任命する事に內定し而して會社は遲くも七月までには創立せん豫定なりと

小說　紅のみだれ（百八）

永井櫻園

金子の催促に來たと早くも察したお縫は、乳兒を抱きながら、愛嬌宜く玄關に迎へて「あゝ、お養父さん能く入來したね、さあどうぞお上り下さい、私も漸く昨日床を揚げましたが、お庇で斯麽に丈夫になりました。」云ひつゝ褥を出して勇五郎に進め、「愛ちやんや、それ〳〵お前のお祖父さんがお入來なすつたよ、一つこの坊ちの顏を見て貰ひなさい。」無心の幼兒に靨を掛けながら、抱きしまゝに。「どうぞ、一度見て遣つて下さい、早いものぢやありませんか、モウ斯麽に大きくなりましたよ。」と、勇五郎が前に出せば、我子よりも可愛と紛々と香はせながら、慳貪な調子で、酒氣をとぞ開く孫の顏を見やうともせず、「私は孫の顏が見たくて來たんぢやア無いよ、貰ふべき手當の金を下れないので、御飯が食べられないから遣つて來たんだ山田は不在かい。」「本當にお養父さん相濟ませんでしたのね定めて不自由なすつたでせう、斯麽に遲くなるんぢやなかつたのですが、ツイ今月は私の產で大變不意な費用が要つたもんですから、良人も大層氣を揉むで、早く持つて行かなきやア貴方に濟まない、濟まないツて居ましたけれど、入る金子が手違になつたもんですから、ツイ遲くなつて異齒相濟みませんでした、今日貰ふ約束になつてると云つて、今朝早く出掛けましたから、モウ程なく歸るでせう歸り次第に早速屆けに上りますよ、どうぞ勘辨して下さいまし。」と、詫を言つて、何時しか眠つた愛兒の顏を眺めるのである。

「產のために金子が要るのは今に始つた事ぢやあない、十月以前から知れるぢやあないか、自分等の作へた小兒さへ生れりやあ親は飢ゑて死んでも可いと云ふ量見か、今日は幾日だと思ふのだ三十日だぞ、四月の月末だぞ、斯う云ふ手違が有つてはならないと思つたからこそ、汝を寄來す時に月の二十五日間違なく渡す約束を極めたのだ。それだのに、約束の日限から五日も六日も過たのに、未だに持つて來ないと云ふは、私を馬鹿に爲きツて居るからだお前が來てから半歲立つか立たないのに、此麽事では、これからまた行末長い事だが、後には異齒生た乾物に爲て了うであらうだから今日は山田に會つて十分文句を言ふ意で出掛けて來たが、對手が留守ぢや致方が無い、自宅も隣りへ留守を賴むで來たような事だから私は此まゝ歸つて行くが、山田が歸つて來たら、汝から能く私の言つた事を傳へて下れ、午后の三時頃まで待つて居るが、それまでに持つて來ないやうな事なら、私にも少し量見があると、然う云つて下れ。」と、言ひたい事の限を言つて、又ノソ〳〵と歸つて往つた。

勇五郎の姿を見送つたお縫は、思ふ戀人と添ひ遂げたとは云へ、金子ゆゑ浮世はかくも任意ならぬものかと、密と淚を袖で拭く折しも待焦れた山田が歸つて來たゆゑ、勇五郎の催促に來た一伍一什を物語つた上、金子の首尾如何にと問へば、作へて歸つたとの挨拶に、ヤレ〳〵と胸を撫でつ、その金子を受取つて、お縫自ら良人に代つて屆けに往つた。

京城新報

偶感

リビングストン市殺し、スタンリー探險し、セシルローヅ金剛石鑛を採堀し、知らぬ間に英國の勢力[illegible]樹立せり、ボーア人は之に反對し、排英熱は忽に傳播せり、其狀態何ぞ現時の日韓關係に相似たるや、然るに英國は突進に方針を決して、在留英人の言に聽き戰を宣せり、潮の如き大軍は蘇士の運河を突過して南阿に上陸せり、今やボーア人は大不列顛の民となり、トランスバールは英國の資産となれり、其神速機敏なる感嘆せずんばあらず、

露國の哥薩克は、水草を追ひつゝ東漸し、至る所に剽掠强盜をなせり、イェルマーク將軍來りて巧に之を利用し、次でムラビヨーフ將軍其志を繼で哥薩克を慫慂し、極東に於て進來し、塔察加半島ペトロパウロスクに小都を築き、爾後幾年ならずして、黑龍江省一帶の廣漠たる曠原は露國の殖民地となれり、何ぞ其斷行の速なるや、今や此地は鐵軌敷れ、浦港埠頭より歐羅巴に達する公道たり、

其他各國の殖民地獲得の手段を追想すれば頗る神速にして能く時機を利用したるに感嘆せざらんとする能はざる也、而して日本の殖民を顧み、殖民政策を觀る、一等國の班に列したりと誇る帝國にして、現時の狀態は列國に對して[illegible]顏の情を禁ずる能はず、極東の一小殖民地すら自由にする能はず、之が爲に日本第一と人も云ひ自分も誇る大政治家が、肝膽相碎き腦神衰縮し、[illegible]るが如きの狀を想見しては愈々感ぜざるを得ず、余輩韓國に在留するものは殊更に此感を强うす、現今の[illegible]ば、我帝國の殖民政策は前途の光明なし、年々歲々增加せる[illegible]を如何に發展せしむべきかを思へば甚だ寒心に堪へざる也、

亦更に換想すれば之れ一時の現象のみ、要するに現當局者の施設宜きを得ざるが爲也、[illegible]せしめば決して難事にあらず、さらば其急務とする所は適材を以て局に當らしむるにあり、人材は政府の高官を以て標準とすべからず、須く新進有爲の材を舉げて人心を一新すべき也、

東京電報

●廣東のボイコット

一時稍々鎭靜に歸せし廣東の日本品排斥は又再び氣勢を增し不穩の狀あるを以て上野領事は淸國總督に注意し尙林公使を經て淸國政府に警告を與へたり（卅一日發）

各地電報

●暴徒の襲來

廿五日長水郡[illegible]面に暴徒百二十名來襲し自衛團長を殴打し粟三十石を掠奪し去れり近時同郡內は暴徒の出沒頻繁なり（三十日南原發）

●大阪商船の對抗　旅客の至便

大阪商船會社が京城よりの日本行船客に對して仁川に於ける宿泊料を無代となしたることは昨紙所報の如くなるが同社は鐵道に對抗上今後[illegible]各地旅客と氣脈を通じ日本行旅客を大々的に吸引する計畫を立て船賃値下のこと更に團體客に對して特別割引をなし又往復切符は三ヶ月間有効とし復航を二割引となし又從來船客の手荷物は一二個に制限せられ居たるを今回は四五個を持たするも丸で無賃となし其運搬も同社取扱人をして運搬せしむるなど旅客に對し無前の便利を與ふることにしたるが將來日本行の旅客にして鐵道に寄るものは大に減すべしと云ふ

●大商貨物取扱額

先月中仁川大阪商船會社支店に於て取扱ひたる輸入貨物高を聞くに仁川揚貨物は三萬四千九百四十七個（三千三百六十八噸）にして其の運賃は一萬四千四百六十一圓なりしと又京城直送貨物は六千六百六十七個（六百四十三噸）にして其運賃三千六百九十八圓なりと云ふ

●卅一日參內者

昌德宮計五十八人（內婦人十二人）重なるは宮內大臣李允用、侍從院卿閔丙奭、[illegible]院卿李會九、主殿院卿李濟、承寧府尹澤榮、同尹德榮、德壽宮計百二十一人（內婦人四十四人）重なるは法部大臣趙重應、內部大臣任善準、軍部大臣李秉武、警視總監丸山重俊、承寧府總管趙民熙、同副總管朴齊斌、同侍從長金春熙、警部鈴木藏之助、渡邊警視夫人

雜報

●皇帝行幸

昨一日皇帝德壽宮へ行幸仰出され其道筋は左の如し

午前十二時敦化門出御、罷朝橋、鐵橋、鐘路、黃土峴、新橋、布德門前路大漢門に從ひ德壽宮間候午後四時還御

●皇帝の御運動

去る卅一日皇帝皇后兩陛下には午後三時四十分美朝門より出御例の如く秘苑を運動あり六時三十分還御あらせらる

●太皇帝の病狀

太皇帝の病狀は明ならず過日大韓醫院の鈴木醫師診察の爲德壽宮に赴きたれども皇は診察を受くるを肯んぜられず仍て今回曾禰副統監は態々佐藤博士を煩したる次第なりと云ふ

●英親王召還

太皇帝は病氣の故を以て英親王歸韓の事を伊藤統監に依賴せられたりと云ふ

●時ならぬ賑ひ

本日病氣見舞の爲德壽宮に赴きたる韓大臣大官多數なりし爲大安門前は車馬を以て大に賑ひたり

●佐藤博士の謁見

佐藤醫學博士は昨日午前十時に昌德宮に參內し皇帝に謁見の後德壽宮に參內し太皇帝の御病氣を拜診せられたり

●法官の親任式

襲に任命せられたる韓國裁判官の中渡邊大審院長國分檢事總長は共に親任官にして今回着任せしを以て昨日午后三時より宮中に於て親任式を行はせらるゝ由因みに日本人にして韓國官吏となり親任せらるゝは兩氏を以て嚆矢とす

●ス氏遺族へ扶助金贈與

スチーブンス氏が日韓政府のために盡瘁せし功勞渺からざるに拘らず不幸にも桑港に於て韓人の兇手に斃れたるは日韓兩國政府の共に痛惜する處にして之れに關し我政府はス氏の遺族に對し扶助金十五萬圓韓政府は同五萬圓を贈るの議ありと聞く

●警務打合會議

來京中なる大邱警察署長島田警視春川警察署長吉永警視木浦警察署長道野警視鎭南浦警察署長天野警部等は數日前來內部警務局に出頭し同局巡視官と共に警務打合せの會議をなしつゝありしが昨日を以て終了し各任地に歸任する筈なり

●木材給與の訓令

內部大臣は暴徒の爲め家屋を燒棄せられたる者に對し其再建に要する材木給與の件に就き各觀察使へ左の訓令を發したり

地方暴徒の爲め家屋を燒棄せられ自費を以て再建するの餘力なき人民に家屋建築に要する材木を許給することは今般農商工部と協議し被害人の請願に依りて國有森林を採伐し無償を以て附與す該請願に對して府尹郡守は被害の事實を調査したる後採伐を認許し又或は私有森林木材を購買して其急需に充つるの便利なるものあるときは該所有者に曉諭して相當なる時價を以て買收に應議せしめ且此法施行節目は主務局長より通牒あるまで別に注意を加へ濫伐の弊なからしむべし

右の訓令と同時に內部地方局長は左の通牒をなしたり

各地方暴徒の爲め家屋を燒却されたる者に對し救恤の目的を以て家屋建築木材を給與することは今般大臣より發訓ありたる如し此事を執行するに對して其方法不完全なる場合には尠からざる弊害を釀生するにより十分の注意の上左の各項節目を遵守して處理するの意を以て本部大臣の訓令を承け茲に仰佈せしむ

●內閣修繕費

昌德宮內にある內閣の修繕費は八萬六千圓に達せりと

●裁判所開始と日本辯護士

新設裁判所法官は何れも着任し大審院以下各法官は法部に會し事務の打合せ中にして各種の問題中日ならず開廳の筈にて目下各法官は法部に遠からず開廳の筈にて本辯護士を韓國裁判所に公認するや否やは重大なる問題にして當局の意見一致せず何れ伊藤統監の歸任を俟つて決定せらるゝなるべしと云ふ

●漢城師範學校卒業式

官立漢城師範學校は一昨三十日生徒卒業證書授與式を舉行す初め校長の式辭ありて卒業證書を授與し學監の學事報告に兼ねて訓論演說あり次で俵學部次官は熱心に卒業生の心得を演說し張漢城府尹來賓を代表して祝辭を述べたり來賓の重なる人々は俵次官初め學部の高等官漢城府尹其他なりき卒業生は本科二十九名速成科卅名にして前者は普通學校訓導後者は同副訓導たるの資格あり何れも近々各地方學校に奉職する筈にて目下其の配置に關し打合せ中なりと云ふ

●東亞開進教育會の移轉

南大門通光宣門內に事務所を設置せる東亞開進教育會は今回西部管內貞洞に移轉したり

●康翎郡九月浦の激戰

去月三十一日龍湖島憲兵分遣所よりの報告に依れば韓國形帆船四隻に分乘したる約二百名の暴徒康翎郡峨嵋面九月浦（九月浦は康翎派遣所を距る五里西南方）に上陸し同所を根據とし附近の村落を襲ひ金品を掠奪しつゝありとの情報を得しかば堀田軍曹は上等兵三名を率ひ三月廿四日午前十時三十分派遣所出發同日午後三時九月浦の東北方約千米突の地點に達したるに同村北端の小山にありし賊の展望兵五名は之を知りて急射擊をなし直ちに本隊に通報したる爲め其主力は同村南方の松山に散開し我れに向て猛烈なる射擊を加へしも我が位置は同村東北方の小丘を占領し之れと應戰せしが敵は地の利に據り猛烈なる射擊を以て頑固に抵抗し午後七時に至るも退却せず却て其勢力を三分し一は正面より一は同村北端の小山より一は同村南方の小山より我れを包圍せんとしたるを以て我隊は何れも死を決し其正面の敵に向ひ突擊するや茲に始めて其西方の松山に退却四散し之れに續いて北端及南方の小山に據りし敵も山傳ひに潰走せり時に午後七時三十分なり因て直ちに追擊に移りしが日既に沒し加ふるに松山中に逃走したりし爲め其蹤跡を失ひ午後八時三十分九月浦に引返せり暴徒中の約七八十名は何れも赤袴を穿ち黃色布にて後ろ鉢卷をなし單發銃を携帶し退却の際も掩護射擊をなしつゝ退却し終始勇敢に戰ひたり諜知するところに依れば該暴徒は解散韓兵多く李秉浩の率ゆる二百名の一團なりと又該暴徒は本月二十三日午后二時頃前記の如く四隻の帆船にて九月浦に上陸し同所を去る二里槽川に貯藏しある納稅米を掠奪せんが爲め其二隻を同所に廻航したりと九月浦に引返したる我隊は拂曉より同郡登山串方面を搜索し前日の敵を討伐せん爲め同夜九月浦にて警急舍營中午后十一時過竄せし賊の大部分は槽川に至り豫て同所に廻航し置きたる帆船に乘じ何所へか逃走せりとの情報を得たるを以て同地に於て右賊徒の乘用せる二隻の帆船を鹵獲し之に搭乘し同日午後十一時三十分九月浦出帆登山串より延坪島に通ずる海上を搜索せしも其蹤跡を得ざるを以て二十六日午前一時一先歸所せり

●交河郡葛峴里の戰鬪

客月三十日正午十二時頃交河郡縣內面葛峴里に居住する一進會員李永宇外一名のもの河山憲兵分遣所に出頭し本日拂曉匪徒約六十名大擧して同村に來襲し我々一進會員を捕縛せんと聲明し危險言はん方なければ直ちに討伐を願ひたしとの言なるより早速上等兵四名を出張せしめしが一行は二派に分れ而して一方は坡州郡落花洞方面より一方は同郡金日七洞より進みしに午后二時四十分頃交河郡葛峴里の北方約三百米突の道路に於て圖らずも双方會合せしかば更らに一隊となりて進行せしに途中土人の言に賊徒等は葛峴里を距る西北の方向に逃走せりとの事なるより直ちに同方面に至りしに彼等は西方約五百米突の山腹に據り猛烈なる射擊を我に加へしかば我は必死の力を以て戰ひ交戰約三十分にして之を擊攘せしが彼等は同面淸風堂方面へ逃走せり我は更らに之を追蹤し再び彼等を討ち惱ませしかば彼等は終に禽奔獸走其の姿を失したり此の戰鬪に於て我が上等兵一名負傷せり

●暴徒討伐情報（軍司令部着）

△馬東村の賊　全羅南道靈光守備隊の下士以下九名は三月二十日馬東村に於て五名の賊と遭遇し其一を殪せり

△巡査隊の戰爭　忠州なる第一巡査隊は三月二十二日朝洪州郡積面附近に潛伏せる賊魁韓鳳烈の率ゆる戰鬪を襲ひ交戰三時間に亘り全く之を潰亂ぜしめ又廿四日橫城郡銅峴附近にて約二十の賊を襲ひ之を四散せしむ以上二回の戰爭にて賊の死十七捕虜十一小銃三十五彈藥三千八百發鹵獲す

△首魁以下を殪す　慶尙北道興海守備隊の斥候は三月二十五日午後七時德山嶺の喩に擄れる崔泰執の率ゆる約五十の賊を攻擊し激戰二時間にして其中軍將李某參謀將崔根澤以下十二名を殪し八名を傷け小銃七を鹵獲す

△賊二十七を殪す　公州守備隊の討伐隊は三月廿八日午後二時大橋にて賊約百五十に出會し其二十七を殪し小銃十三を鹵獲す

△賊魁を生擒す　光州守備隊の伊熊中尉今村中尉及特務曹長の率ゆる三部隊は三月二十九日仙岩にて全羅道方面にて最も優勢なる賊魁金聿の率ゆる數十の賊と交戰し金聿を生擒し賊五を殪し若干を負傷せしむ

●巡查の暴徒討伐

海州郡警察署勤務巡查四名は三月廿七日郵便遞送夫護衛を兼ね賊狀偵察のため同郡瓮東面に出張中陽亭附近の村落に數名の賊徒潛伏せるを探知し搜索の結果其の二名は捕へたるも三名は逸したり彼等は首魁李進士の命を受け海州府往復の地方行商人を要して金品を掠奪せんとしつゝありし旨を自白せり次で同一行は歸任の途中翌廿八日靑丹面邑川附近に於て約三十名の賊徒に出會したるを巧みに原野に誘致して急射擊を加へ死傷者數名を生ぜしめたりと云ふ

●暴徒首魁逮捕

暴徒首魁朴來秉を兩水頭守備隊の手に逮捕せしは既報の如くなるが今當時の情況を聞くに同隊は韓裝の斥候隊が去る二十六日午後三時頃揚郡沙洞に到り同地に潛伏し居りたる際朴來秉は斥候隊を暴徒と誤認し部下四名を率ひ來り互に言語を交換するに當り變裝軍隊なるを覺知し突然逃走を企てたるも直に追跡の上一名を除くの外生擒せり

●拓殖會社役員

東洋拓殖會社總裁は山根中將ならん否宇佐川中將なりと云ふものあるも其の山根中將におらざることだけは確なり元來此の人選の先決問題は陸軍部內にありて行政的の智識を有し一方伊藤統監に關係を有する者を採ると云ふにあるを以て宇佐川中將を適任なりと云ふに至りしものなれども同中將は目下軍務局長の重職に在り陸軍省に於て缺くべからざる人なれば寺內陸相は之を手放すや否やは疑問なるべし而して副總裁の仲小路遞信次官なることも未だ決定せるにあらず然し之には多少信を置くべき理由あり唯松田藏相の創立委員長たることは既に確定し創立委員は來月十日頃迄に夫々任命せらるべしと

●官吏の義務貯金

臺灣總督府の官吏義務貯金の制度內定されたるが貯金すべき割合は俸給、給料手當の實收月額二十圓以上を受くる官吏にして月額二十圓以上四十圓未滿のものは百分の四以上、四十圓以上百圓未滿のものは百分の八以上、百圓以上二百圓未滿のものは百分の十二以上、二百圓以上のものは百分の十五以上の四種に區別し本貯金は財務局長の管理に屬し新に就職したるものは其翌月より貯金する規定にして貯金の利子は臺灣銀行より政府が借入るべき利率と同一の割合となし毎年六月末日及十二月末日の兩期に利子を計算して其元金に繰入る筈なりと尙之れに對しては特に規定を設けらるべきも判任文官、巡查、看守、巡查補の通譯兼掌手當及特種の勤務に從事する巡查の特別手當等は貯金標準の月額中より除かるべしと云ふ記者は在韓邦人官吏にも義務貯金を奬め資本の蓄積を計りたきものなり

●各道の煙草產額

韓國煙草產地及耕作段別、產額、價格を記して邦人斯業家經營の參考資料と爲す

地方	耕作段別	產額	價格
京畿道	一、五〇〇、〇	三〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
忠淸南道	二、〇〇〇、〇	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
忠淸北道	一、五〇〇、〇	三〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
全羅南道	一、〇〇〇、〇	二〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇
全羅北道	二、五〇〇、〇	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
慶尙南道	七五〇、〇	一五〇、〇〇〇	[illegible]
慶尙北道	一、二五〇、〇	二五〇、〇〇〇	[illegible]
黃海道	四、二五〇、〇	八〇〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇
江原道	二、五〇〇、〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
平安南道	一、二五〇、〇	二五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
平安北道	七五〇、〇	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
咸鏡南道	五〇〇、〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
咸鏡北道	五〇〇、〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

●郵船の清津航計畫

北韓清津港の開港は益々海運業者の注目を惹き郵船に於ても企劃する所ありて命令航路として目下遞信省に申請中なれば許可次第直に開始すべしと云ふ目下元山方面に於ける海運上の模樣を聞くに大坂商船及び半御用船は元山淸津間各港に寄港すべきを以て其の間約四晝夜を要するも郵船の計畫は元山より浦鹽間に於て城津及び清津に寄港するか或は單に淸津のみに寄港すべきかにて兩港に寄港するとするも約二日間を以て足り旅客の吸收に便利なるべく今回の弘前丸の如きは釜山以北は甚だ好況にして復航にては浦鹽積出貨物の多かりし爲城津にては積殘を生じたりと云へり因に去月二十日郵船にては神戶元山線の自由航を廢止せし以來日韓人の復舊を希望するもの多きも當分應ぜざる方針なりと云へり

●水原の櫻樹植付

水原は別莊地亦は保養地として至極好適の地なるが聞くところによれば今回同地觀察府竹內書記官の盡力にて內地より櫻樹苗一萬五千を取寄せたるを以て近々植付に着手すべしと云ふ而して植付の場所は東山一帶の地及び停車場より水原府に達する公道にして六七年の後には花の隧道を見ることとなるべし

●佐藤博士來着

太皇帝病氣診察の爲め至急渡韓を命ぜられたる佐藤博士は一昨夜來着せり

●荒井次官の歸任

荒井次官は風波のため豫定に一日後れ一昨夜九時南大門着列車にて鈴木司稅局長と共に歸任せり

●池田通信管理局長歸任

池田通信管理局長は上京中の處昨夜歸任せり

●渡邊警視の歸京

京義鐵道沿線地方[illegible]察のため出張中の內部警務局警[illegible]主事橫矢氏の一行は昨夜歸京の筈

●平渡警視の來京

海州警察署長平渡警視は近日事務打合せのため來京す[illegible]

●警部增俸辭令

三月廿一日を以て左の通り警部の增俸辭令ありたり

統監府理事廳警部　五級俸下賜　國友尙謙、楠九內、國分[illegible]、佐土原[illegible]、池田[illegible]、松本[illegible]、井上安定、中西[illegible]、松永[illegible]（以上同）　四級俸下賜　安中[illegible]、松本[illegible]

●韓官任命

三十一日左の如く任命あり

命內藏院事務囑託　正三品[illegible]

●近事片々

▲基督　敎正義軍同盟會なるも[illegible]を殺したる兇徒此會に屬すと或[illegible]

▲謀主　は例のハルバルト一派[illegible]に有とすれば名を宗教に藉れる[illegible]

▲渠等　桑港に揚言して曰く暗[illegible]れば韓國獨立の目的は遂げられ[illegible]

▲目的　は異るも彼の虛無黨無[illegible]段を舉ぶもの物騷千萬也大威[illegible]

▲韓人　うれ自身此大膽なし唯[illegible]て何の思慮なくやる黑幕謀主に[illegible]

▲韓人　異に此義膽あらば賴も[illegible]動せられ愛國者と呼ばる爲に狂[illegible]

▲世に　馬鹿程怖しき者無とは[illegible]不怖蛇執纏を逸すれば不測の非[illegible]

▲斯る　說を聞ば大磯閑頭[illegible]む天に唾する的の對韓政策此際[illegible]

▲京城　日報中樞院の橫議を罵[illegible]れど玆に至らしめたる統監政治[illegible]

▲尹吉　炳提議の可決されしは[illegible]日熱の熾なるを立證す最高顧問[illegible]

▲提議　可決は樞院贊議の多數[illegible]任命に憤慨せる其近因也片々の[illegible]

▲小事、　に感情を害し大綱を破[illegible]せし唯渠等の頑冥を罵るのみか[illegible]

▲協約　にして不備ならば革[illegible]強く改悔せずして續行すれば斃[illegible]

▲今は　樞院の排日決議を批[illegible]非ず霹靂疾風以て斷乎たる所[illegible]

▲南淸　の日本商品に對する[illegible]果せる哉獨人の煽動に依ると[illegible]

▲背後　に獨米人の影子映る[illegible]告せる所果て此事あり米の馬[illegible]

▲英國　人紙園中村樓に妓を[illegible]自殺す原因廓の金に詰るが習[illegible]

▲毛色　の變つた獨心中近松[illegible]ば面白き脚本著はされむ是[illegible]

▲上野　動物園の麟麟先日死[illegible]動物生き永らへて先の望無[illegible]

▲長崎　港內淸裝せる密航婦[illegible]れ飽迄支那語を使て支那婦人[illegible]

▲最後　巡查其女の警部をつ[illegible]辯不意に出で[illegible]

●大阪商船の對抗　旅客の至便

大阪商船會社が京城よりの日本行船客に對して仁川に於ける宿泊料を無代となしたることは昨紙所報の如くなるが同社は鐵道に對抗上今後は龍山各地旅客と氣脈を通じ日本行旅客を大々的に吸引する計畫を立て船賃値下のこと更に團体客に對して特別割引をなし又往復切符は三ヶ月間有効とし復航を二割引となし又從來船客の手荷物は一ご個に制限せられ居たるを今回は四五個迄は持たするも丸で無賃となし其運搬も同社取扱人をして運搬せしむるなど旅客に對し無前の便利を與ふることにしたるが將來日本行の旅客にして鐵道に寄るものは大に減ずべしと云ふ

●大商貨物取扱額　先月中仁川大阪商船會社支店に於て取扱ひたる輸入貨物は三萬四千九百四十七個（二千三百八十八噸）にして其の運賃は一萬四千四百六十一圓なりしと又京城直送貨物は六千六百六十七個（六百四十三噸）にして其運賃二千六百九十八圓なりと云ふ

●卅一日參內者　昌德宮計五十八人（內婦人十二人）重なるは宮內大臣李允用、侍從院卿閔丙奭、同副卿李會九、主殿院卿李謙濟、承候官尹澤榮、同尹德榮、德壽宮計百二十八人（內婦人四十四人）重なるは法部大臣趙重應、內部大臣任善準、軍部大臣李秉武、警視總監丸山重俊、承寧府總管趙民熙、同副總管朴齊斌、同侍從長金春熙、侍御長木■之助、渡邊警視夫人

實事談 花の根ざし（十三）

栗擬庵主人

日は西山に春き、鳥も塒に急ぐ、夕霞は薄つすりと村家の家根を包む、海岸の夕景色堂沼として磯岩に當たつて碎る濤の音、見渡す限り太平洋の大海原、實に雄大壯嚴である、今しも釣竿を肩にし、潑剌たる魚の滿てる網袋を提げ、砂地を踏で歸り來る翁あり、頭より足の先まで赤銅色をして、目のぎろりとした、巖疊造りの翁である、海岸と程遠らぬさゝやかなる我家に歸るので、軈て我家の前に來りて、小川の流れに其網袋を濕し、手足を洗ひ、大聲にて皆來て異れたかと呼びつゝ我家に這入た、其聲で靜子も次郎も重次も逸早く飛出して來た、靜子は馴々しく、

『伯父さむ、待兼たわ、』

と快活に云ひ、次郎も、重次も共に微笑〱しながら迎へた、翁は大聲でハアハツと笑ひつゝ、

『れ前達は、もう少し待てろ、今捕てきた魚を料理して來るからなア、』

と云へば、重次も、次郎も、

『伯父さむ、私達も手傅ひましやう、』

翁は之を遮て、

『よせ〱、れ前達に出來るものか、それに今日はれ前達がれ客さまだ、次郎の快氣祝だ、直だから待てろ、』

と言捨て、庖丁を持て小川に臨むのである、やがて料理し終て、靜子を呼び、

『オイ、靜やれ前これを煮付てれ呉れ、先に刺身で一杯やつてるから、』

と云ひ付て、自分は刺身の方を持て這入り

『次郎も、重次も、サア來ひ、』

と云ひつゝ、自分で酒の燗をして、

『サア一杯飲め、ろう〱、次郎は飲まなかつたなア、貴樣の爺は大酒呑だッたがなア、まア一杯だけやれ、重次は少しは飲たなア、』

と重次と、次郎とに酌をしてやる、自分は手酌で傾ける、其中に靜子は煮付を持てくる、時しも嫦娥は煌々として椽側にさし込み、水ひらすの藹然たる團欒である、翁は陶然として、萬丈の氣焔を吐きだした、

『次郎、もう朝鮮抔へは行くな、なア靜ツ其方が可いだろう、我のように漁夫になれ貴樣の父も功名だとか、名譽だとか云ふ、くだらぬことに力を入れて働た、して其結果はどうだ、五稜廓で犬死したでないか、其時分我にも勸めたが、我は見込をつけて翻然悟て漁夫になつた、見よドウだ、現今の狀態を、伊藤だの山縣だの云ふ連中が大政治家だと云て意張て居るではないか、余り馬鹿々々しくて眞面目に世の中に働けるものか、我も死んだ西郷南洲とは心安くしたが、西郷は全く大きな豪い人物であつた、今の伊藤や山縣や井上や松方抔が何だい、元老も踐もあるものか、』

●春期清潔及日割區域　韓國警視廳に於ては左の日割に依り清潔法を執行すると云ふ

一日樓洞、二日廟洞、三日中谷、四日鐘橋、水票橋、五日校洞、六日寺洞、七日鐘路、典洞、八日壽洞、九日外相洞、十日黃土峴

●逃走兵自首　第十三師團歩兵第五十聯隊第五中隊當時韓國京畿道抱川郡抱川守備歩兵一等卒林銀治は二月廿九日突然情婦を携へ共に逃走行衛不明なりしを以て各憲兵分遣所に於ても嚴重捜索中の處三月廿九日午後十一時二十分京城憲兵分隊に前非を悔ひ自首し出たり

●被害掠奪米　原州郡興湖にて暴徒の爲め掠奪せられたる米の被害は楊根地方に在りては六十石と外に廿二石なるが該米は同地土民と共謀したる賊徒の行爲にあらざるなきやを偵察中

●浮浪漢へ嚴命　和歌山縣海草郡神崎村の者にて小島新三郎（三十八）といへるは昨年四月渡韓以來龍山の彼所此所の飲食店に料理人を稼ぎ居りしも素行修まらず加之に喧嘩と聞けば大事目の前の用事も打ち棄て〱飛び出すといふ始末に了へぬ者なれば長きも一ヶ月短きは五日や十日で追ひ出され今は米倉町の金城館に居候となり居れるが去る卅一日の夜も二人の友人を伴ひ懷中無一物にて長谷川町一丁目の佐藤シゲ方へ登樓し三圓四十錢ばかりの飲食をなし此の支拂は已が腕でするから貴樣達は一足先きに歸れと友人を返し遣り跡に殘つて已は長谷川町の丸川に居るものだが當家に若干の貸金あれば今夜の飲食代は夫れで流用すると言ひ捨て逃げ去らんとしたり此の內の女將もまた海千山千の剛の者にて其の位の手には乘らず逃足摑ねし新三郎を引留め丸川へ貴殿より拂つて貰ひませうと迫ると喧嘩なら此方の專賣と直ちに地金を顯はし遂に警察官に引き立てられて警察署に行き取調の結果前科數犯の無賴漢といふことが發覺し保安規則第一條により二十日以內に正業に就べく倘し其の期間に就業せざれば退韓處分爲すべきことを嚴命せられ追がの喧嘩坊も警察署に縮ついては喧嘩も爲し得ず唯々諾々で引退がりたり

●王城に忍び入る　其の目的は蜀江の錦や千鳥の香爐を盗まん爲めでもなくされればといつて彼の恐ろしき刺客でもなく最とも無邪氣の思ひ立ちにて一人連れが惇德殿に忍び入りたる剽輕者あり其の一人は奈良縣吉野郡十津川村の者にて玉置貞太郎（四十二）といひ今一人は鳥取縣佐伯郡小田德村の者にて松浦精三郎（五十）といひ何れも龍山大倉組の職工なるが今回貞太郎が歸國するといふについて精三郎は昵近の間柄なれば土産話しの種にもなるべしとて去る二十九日連れ立つて京城に來り門番に十錢を賄賂して舊王城を拜觀し夫れよりぶらり〱彼所此所を經廻りて新皇城の邊りに出で貞太郎が序に此の內も見て往きたいと言へど此莚は太皇帝の居所なれば十錢の賄賂で入門することは出來ねど精三郎は洋式館の普請に手傳ひしことありて勝手を能く知れることなれば何とか工風もあらんと見巡る內に洋式館の板圍の少しく破損したる所あるより屈覺の場所なりと兩人はこれを乘り越え易々と殿中に忍び入り或は宮中までがヨボ式で汚穢極まつて居るが廣いことは感心だなどゝ悠々閑々彼方此方を巡覽して最早三時過なれば出去らんと語り居れる處を警衛の者に見咎められ韓人なれば手枷足枷を箝められ死刑の宣告でも受くる筈なれども日本人たるが故に南部警察署へ廻されたるが如何に處分せらるべきかは未定の問題なり

●曲者と思ひしは銀行員　昨日午前一時頃警邏の査公が旭町四丁目を通行の際五十八銀行の裏門を越して內に入らんとする者あるより此の奴胡亂と韋駄天走りに驅け行き引つ捉へて訊問に及ぶと同行員荒木千之助にて此の夜某樓に登りての歸りがけにて時刻の後れし爲めに同僚を呼び起さんも面倒なるより一寸曲藝を試みし所と明白し查公は職掌柄とて以後を戒めて立ち去れり

●女房が逃げました　大和町二丁目の蕎麥屋職笠井榮吉內緣の妻スケといへるは韓國女の標本ともいふべき浮氣者にていつも井戶傍會議の問題に上る者なるが去る一日午前二時頃脫け出で何れにか影を潜めたるより榮吉は大事の女房に捨てられて狂亂せんばかりに諸所方々を探し廻りたる末本町八丁目の野村樓の同居人土井萬助といふが唆かして連れ出したることを發見し警察署へ保護願を出せしが其後如何にせしやら

●軒提灯を打ち毀す　去る三十一日の午後四時頃本町七丁目の饅頭店垣部廣次方の店頭に吊しありし提灯へ韓人尹世榮（三十）といへるが荷車を輓きかけて打ち毀せしが損害金を支拂ひ示談にて事濟みとなれり

●彗星顯はる　午前三四時の頃東方に當つて光芒燦爛たる大彗星顯る何事にも迷信し飛んだ緣起を借へる韓人ども如何なる評を下すべきや

●「朝鮮」第二號發刊　躰裁といひ質質といひ初號よりは一段の進境を見るに至れり就中收むる所の記事は多面多角にして且つ嶄新幾多名家の時事に就ての議論は何れも着々として事相の背緊を穿てるもの殊に菊池先生の評論は例に依り奇警にして卓抜讀者をして再讀を禁ぜざらしむ（一部二十錢日韓書房發行）

●正誤二件　左の如く申込みありたり

啓各位益々御清祥奉賀候陳ば本月二十六日貴紙上『個人の營業を迫害す』と題し麥酒の鐵道輸送に關し御掲載相成居候事項中『麥酒會社が麥酒四萬函の見越輸入をなすに付其の輸送を仁川協同組に依頼し船便を以て仁川を經て他に分送するの豫約成立し居りしを管理局運輸部に於ては愴惶局員を本社に急派し遂に麥酒は鐵道便にて京城に輸送するとに契約し甘々協同組の豫約を破棄せしめたり云々』と有之候得共右は事實非常の相違有之殊に同組に關することは全然跡方もなきことにして且つ麥酒會社は四萬函の見越輸入をなさゞるは勿論運輸部より麥酒會社の本社へ局員を派遣せられしとなし由來昨今風說せらるゝ麥酒鐵道輸送の起因は京仁麥酒販賣組合を代表する小生と運輸部との間に於て直接交渉せしことにして而して運賃率に關し今猶協商中の未了問題なりとせんか從來輸入せし郵商船の輸入數量に於て幾分の減少を見るのみにして內地韓國間の輸送上何等の關係なく仁川の鐵道貨物取扱運送業者たる協同組に對し些末の利害得失を見ず隨て從來協同組と何等の豫約若しくは協議を爲したることなし想ふに小生の管理する宅支店より出荷する鐵道輸送貨物を協同組に托しつゝありし故這般の誤聞を生ぜしにあらざるなきや敢て事實の眞相を具し御參考に供し候間可然御取斗相成度候也京仁麥酒販賣組合代表者青木一葉京城報社編輯係御中

拜啓本日發行貴社新報第百十四號三面欄內『持つて居らぬ金は出されぬ』の題目の下に本所員須基浩なるもの云々御記載有之候へ共同人は當所員に無之候間此全文を掲げ正誤相成度此段申込候也三月卅一日京城旭町一丁目京城興信所京城新報社御中

●對瀨川巡查義捐金

一金一圓也　谷山熊太郎
一金二圓也　古川松之助
一金二圓也　東大門居留所白阪信虎
一金三圓也　熊本縣人　深水濟
小計金八圓也
累計金二百九十四圓三十五錢也